

岩手県選挙管理委員会告示第31号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、平成25年7月21日執行予定の参議院岩手県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

平成25年6月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

放送設備	基幹放送事業者名	回数
テレビジョン放送	株式会社アイビーシー岩手放送	1
	株式会社岩手朝日テレビ	1
	株式会社岩手めんこいテレビ	1
ラジオ放送	株式会社アイビーシー岩手放送	1